

小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務の受託業者を選定するにあたり、公平性及び透明性を持った公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、最も優秀な事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務

(2) 業務内容

別紙「小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年7月10日から令和7年10月31日まで

(成果品の納品期限は、別紙「小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務委託仕様書」「5.成果品の提出」記載のとおり)

(4) 見積内容

①見積限度額 2,000,000円

(消費税額及び地方消費税額、ロゴマーク等の商標登録費用含む)

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の受付日現在において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

(4) 直近1年間に於いて、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者。

(5) 小千谷市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

(6) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて、契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。

4. 公募スケジュール

手続等	期間・期日
公告	令和7年5月8日（木）
企画提案書等に関する質問受付期間	令和7年5月8日（木）～5月20日（火）
質問への回答期限	令和7年5月27日（火）※随時回答する。
参加表明書の提出期限	令和7年6月4日（水）17時必着
企画提案書の提出期限	令和7年6月18日（水）17時必着
一次審査（書類選考）	令和7年6月下旬
一次審査結果通知及び二次審査案内	令和7年6月25日（水）
二次審査（プレゼン及びヒアリング）	令和7年7月上旬
結果の通知・公表	令和7年7月7日（月）
契約締結・業務開始	令和7年7月10日（木）

5. 質問の受付及び回答

（1）提出書類

質問書（様式第1号）

（2）提出方法及び提出先

以下アドレス宛に、電子メールで提出

※送信後に必ず事務局農林課へ着信の確認をすること（TEL0258-83-3510 担当：農政係）。

※メールの件名を「認証米ロゴマーク等作成業務質問」とすること。

nourin@city.ojiya.niigata.jp

（3）提出期限

令和7年5月20日（火）17時

（4）回答方法

質問及びその回答は令和7年5月27日（火）17時までに本市のウェブサイト随時回答を掲載する。

ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定にあたって公平性が確保できないと判断した場合は、回答しないことがある。

なお、回答の際、質問者名は公表しないこととする。

6. 参加表明書等の提出

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号の1）
- ② 参加表明書等受領書（様式第2号の2）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 財務諸表類（決算報告書、損益計算書、貸借対照表）の写し ※直近1事業年度分
- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税における未納がないことを証明するもの（交付から3か月以内のもの、写し可）
- ⑥ 業務受注実績書（様式第4号）

(2) 配付方法

指定様式については(3)の提出先で配付するほか、本市のウェブサイトからダウンロードが可能。郵送、メールによる配付は行わない。

<https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/norin/brandmailogo-propo.html>

(3) 提出方法及び提出先

郵送又は直接持参(メールによる提出は不可)

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市農林課農政係(土・日・祝日を除く、9時~17時)

※事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

(4) 提出期限

令和7年6月4日(水)17時

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案申込書(様式第5号の1)
- ② 企画提案申込書受領書(様式第5号の2)
- ③ 企画提案書(様式第6号)※企画提案内容については任意様式、A4判。表紙、目次を除き30ページ以内
- ④ 提出書類の電子データ

(2) 提出にあたっての留意事項

- ① 応募書類は、A4版タテ型フラットファイルに左閉じとし、各様式番号又は資料番号をインデックスに書き込み、書類に付すこと。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出も願う。
- ② 提出された応募書類は理由の如何に問わず返却しないこと。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ③ 応募書類提出にかかる一切の費用は応募した者の負担とすること。
- ④ 提出期間終了後の応募書類の追加、修正、変更は一切受け付けないこと。(小千谷市が補正等を求める場合を除く)
- ⑤ 提出された書類は小千谷市情報公開条例第5条に基づき公開する場合があること。
- ⑥ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とする。
- ⑦ 正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
<記入例>「小千谷市ブランド認証米ロゴマーク等作成業務」企画提案書

(3) 提出部数

- ・紙媒体：正本(原本)1部、副本(コピー)10部
- ・電子媒体：CD-R等1枚

(4) 配付方法、提出方法及び提出先

「6. 参加表明書等の提出(2)配付方法、(3)提出方法及び提出先」と同様

(5) 提出期限

令和7年6月18日(水)17時

8. 選定方法

(1) 選定方法

本市は、事業者から提出された提案の審査を行うため、「小千谷市認証米ネーミング・ロゴマーク等作成業務企画提案者審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行う。

(2) 一次審査

参加表明書及び企画提案書等をもとに書類審査（資格審査）を実施し、参加資格を有すると認められる事業者に対して二次審査への出席要請を行う。

なお、資格審査の結果、参加資格を有すると認められる事業者が5者以上となった場合、審査委員会において企画提案書等をもとに書類審査を行い、優秀と認められる最大4者を選定する場合がある。

① 結果通知日

令和7年6月25日（水）17時までに通知する

② 結果通知方法

全ての提案事業者に対し、電子メールにて通知する。

(3) 二次審査

一次審査通過者を対象に、企画提案書に基づいたプレゼンテーションを実施し、提案内容の審査、評価を実施する。

実施日時及び実施方法等の詳細は、一次審査の結果通知時に別途通知する。

① 実施日

令和7年7月上旬

② 実施方法

ア 場所

小千谷市役所内会議室

イ 持ち時間

1 事業者あたり 20 分程度（説明 10 分、質疑応答 10 分）

ウ 参加者

1 事業者あたり 3 名までの参加を認める。

③結果通知日・公表日

令和7年7月7日（月）までに通知・公表する。

④結果通知・公表方法

プレゼンテーションに参加した全事業者に対し、電子メールで結果を通知し、本市のウェブサイトにおいて委託候補者のみ公表する。

9. 評価基準

評価項目、評価の視点、配点は以下のとおり。

評価対象項目	No.	提案内容	評価のポイント	配点
業務履行能力	1	業務実績	・ 本件類似業務について十分な実績を有しているか。	20
	2	業務体制	・ 業務を実施するうえで十分な体制であるか。	20
企画提案内容	3	キャッチコピー（ネーミング）	・ 認証米のコンセプト等を踏まえ、独創性が高く、他と類似しないオリジナリティを感じさせるか。	10
			・ ネーミングの意味と背景、文化的な価値や伝統との結びつきはあるか。また、ターゲット市場へのアピールが反映されているか。	10
	4	ロゴマーク	・ 認証米のコンセプト等を踏まえ、独創性が高く、他と類似しないオリジナリティを感じさせる目を引くデザインとなっているか。	10
			・ 地域特性の表現や伝統的な要素を活かし、ブランド米の価値を意識したターゲット市場へのアピールが反映されているか。	10
	5	米袋デザイン	・ 認証米のコンセプト等を踏まえ、独創性が高く、他と類似しないオリジナリティを感じさせる目を引くデザインとなっているか。	10
			・ 地域特性の表現や伝統的な要素を活かし、ブランド米の価値を意識したターゲット市場へのアピールが反映されているか。	10
	6	WEB 版 PR パンフレット	・ 認証米の特徴や価値・理念が整理され、消費者に伝えたいメッセージが反映されているか。また、認証米のストーリー紹介やエモーショナルなアプローチが訴求されているか。	10
			・ 目を引くデザインで、色調の調和とレイアウトが見やすく整理されているか。	10
	7	汎用性	・ 広く様々な媒体に対し、プロモーション展開しやすいものであるか。	10
	8	提案の実現性	・ 当市ふるさと納税の寄付金増加に貢献する提案であるか。	20
・ 消費者や米生産農家、関係機関に永く愛される提案であるか。			20	
業務コスト	9	見積金額	・ 予算上限額に対する見積額に応じた評価点。	10
説明能力	10	プレゼンテーション	・ 業務への意欲や熱意が感じられるものであったか。	10
			・ わかりやすい説明や質疑応答への的確な対応がされているか。	10
合計				200

10. 契約

上記8（3）で決定した受注者と事業実施について市と協議の上、契約を締結する。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託予算上限額を限度として、受注者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

11. その他

（1）審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。

（2）電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

12. 事務局

担当部署：小千谷市農林課農政係

住 所：〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

電 話：0258-83-3510

E-mail：norin@city.ojiya.niigata.jp